

UIターンの方、大歓迎！  
市役所で働きませんか

令和7年4月採用 正規職員募集

“SPI試験”で公務員試験対策不要！

募集職種・要件（行政職）

職種	予定人員	年齢要件 (R7.4.1現在)
一般事務職	5人程度	19～24歳
一般事務職 (社会人経験者)		25～44歳
土木職	若干名	19～24歳 (※)
土木職 (社会人経験者)		25～44歳
社会福祉士	若干名	44歳まで
保健師	若干名	44歳まで

(※) 大学院修了者は30歳まで

受付期間

5月13日（月）～6月7日（金）／必着

申込方法

所定の受験申込書などに記入の上、下記へ持参または郵送してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

郵送により申込書を請求する場合

封筒の表には、朱書きで「〇〇職受験案内請求」と明記し、返送先の住所と氏名を明記した角2封筒に140円切手を貼ったものを同封して請求してください。

試験

- 1次＝受験申込書による書面審査
- 2次＝7月5日（金）～18日（木）にSPI試験／7月27日（土）に面接試験

申込み・問合せ

〒677-8511 西脇市下戸田128-1  
西脇市総務課（市役所内線3048）



万博と市制20周年を前に、大募集！  
オリジナルデザイン募集

市のPRに”西脇チェック”活用

2025大阪・関西万博や市制20周年に合わせて、市や播州織を広くPRするため、シンボルとなるオリジナルデザインを募集します。選ばれたオリジナルデザインを「西脇チェック」と名付け、市や播州織のPRに活用します。

審査で最優秀賞（1点）と優秀賞（2点）を選び、受賞者に賞金と副賞（黒田庄和牛などの特産品）をお贈りします。

募集期間

5月15日（水）～7月31日（水）／消印有効

応募条件

- 縦じまと横じまが交差した格子模様の柄
  - 市ロゴマーク＝右＝と同様に、シアン、イエロー、マゼンタの3色を使用（白色も含めた4色も可）
  - 自作したもので著作権に抵触しないこと
  - にしわき産業フェスタでのプレゼンテーションに参加（最終選考に選ばれた場合）
  - 中学生以下は保護者の同意が必要
- ※詳しくは市ホームページ＝QRコード＝をご覧ください。

応募方法

所定の応募作品添付用紙に記入の上、作品を添付し、持参、郵送またはメールで下記へ。みらいでも持参による応募ができます。応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。

応募・問合せ

〒677-8511 西脇市下戸田128-1  
西脇市商工観光課  
(市役所内線2024)  
✉shoukou@city.nishiwaki.lg.jp



65歳以上の方へ

# 介護保険料が変わります

3年に一度の見直し 基準額が6,700円（月額）に



令和6年度から8年度までの介護サービスの費用（介護保険の給付費）を推計し、65歳以上の方の介護保険料を見直しました。令和6年度の介護保険料は下表の保険料段階を基に、皆さんの所得に応じて決定し、今月に決定通知をお送りします。

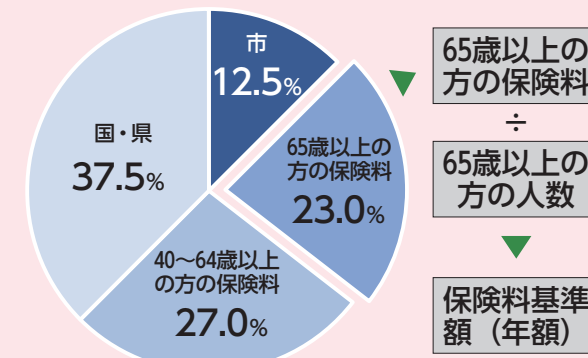
▶問合せ 長寿福祉課（市役所内線1136）

令和6～8年度の基準額（月額）

6,500円 ▶ 6,700円

増額となる理由

要介護者の増加によって介護保険料の給付費が増える見込みであること、国による介護報酬が増額改定されることから、基準額を増額します。



介護保険料の決まり方

介護保険の給付費は、利用者の負担分を除いて、国、県、市の分担金と40歳以上の方の保険料を財源としています。第9期計画期間（令和6～8年度）では、給付費の23%を65歳以上の方の介護保険料でまかなうことになっています。

令和6～8年度（第9期）の介護保険料

保険料段階	対象	掛け率	保険料（円）					
			月額	年額				
第1段階	生活保護受給者または本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.285	1,909	22,914				
第2段階					本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万超120万円以下	基準額×0.485	3,249	38,994
第3段階								
第4段階	本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.9	6,030	72,360				
第5段階（基準額）					本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額	6,700	80,400
第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	8,040	96,480				
第7段階					本人の合計所得金額が120万以上210万円未満	基準額×1.3	8,710	104,520
第8段階					本人の合計所得金額が210万以上320万円未満	基準額×1.5	10,050	120,600
第9段階	本人の合計所得金額が320万以上420万円未満	基準額×1.7	11,390	136,680				
第10段階					本人の合計所得金額が420万以上520万円未満	基準額×1.9	12,730	152,760
第11段階					本人の合計所得金額が520万以上620万円未満	基準額×2.1	14,070	168,840
第12段階	本人の合計所得金額が620万以上720万円未満	基準額×2.3	15,410	184,920				
第13段階					本人の合計所得金額が720万以上	基準額×2.4	16,080	192,960

【合計所得金額】 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階までの方は、「公的年金に係る雑所得」を控除した金額を用います。土地売却などに係る特別控除額がある場合、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。【課税年金収入額】 公的年金のうち国民年金、厚生年金、共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額。障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

介護保険制度は、要介護者やその家族の方を社会全体で支え、介護が必要になっても住みたい地域で、できるだけ自立した生活を送るためのものです。制度を正しく理解し、適正な利用にご協力ください。